

質問第八六号

事務所・事業所課税に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和二年三月三十一日

浜田

聰

参議院議長山東昭子殿



## 事務所・事業所課税に関する質問主意書

法人としてではなく、個人で事業を行つている者は、住所地と事業所地が別の地方自治体である場合、地方税法二百九十四条一項二号及び地方税法二十四条一項二号により事務所、事業所等が所在する地方自治体から課税される（以下「事務所・事業所課税」という。）。標準税率は五千円（道府県民税千五百円、市町村民税三千五百円）であるが、自治体によつては超過課税を行つているところがあり、おおむね年額五千円から六千二百円程度となつてゐる。

一事例として、事務所・事業所課税について文京区に問い合わせたところ、文京区は確定申告書を確認し、そこに住所地及び事業所地の記載が第一表にあれば、事業所地に確定申告の情報を回送するが、記入がなければ、事業所地が明らかではないため、追跡・追及することはないとのことであった。現在の確定申告書には、住居地は記載することになつてゐるが、事業所地を記載することは必須となつていないため、課税対象であるべき個人に対し、事務所・事業所課税を請求しかねてゐるケースがある。

今回、この請求漏れの現状が明らかになつたのは、各自治体が独自で設置した「新型コロナウイルス感染症対応緊急融資」を受ける場合の個人事業主の提出資料の中に「特別区民税の納税証明書」というものがあ

つたからである。「特別区民税の納税証明書」という表現をみたときに、「あー、住民税のことね」と考えた人は一人や二人ではないであろう。実際に各自治体（文京区、渋谷区）に問い合わせたところ、「住民税ではなく、事業所地と同じ自治体に住所を持つていらない方は事務所・事業所課税を支払っている証明書が必要だ」ということが明らかになった。急いで融資を受けたいにもかかわらず、事務所・事業所課税の存在すら知らず、融資を受けるために、事務所・事業所課税を支払おうとしても、課税の請求の手続きに時間がかかる（自治体間で確定申告の状況を移送させないといけない、年度末のため事務手続きに制限がある。）ということで、融資の手続きが進められない事業主が一定数存在する。

新型コロナウイルス感染症対応緊急融資の相談が多数寄せられていて、相談窓口はとても忙しくしているとのことだが、今後、実際に融資が必要な方に、スマートに融資が提供されることが望ましいと考えている。また、この事務所・事業所課税が事業所得の必要経費にできるのか、ということを調べたところ、「個人住民税については、事業所得の必要経費に算入しないもの（所得税法第四十五条第一項第四号）と規定されており、個人事業主の所得計算上、損金に算入できないもの」とされていた。

右を踏まえて、政府の見解を問う。

一 本来、課税すべき対象事業主であるにもかかわらず、事務所・事業所課税の請求をされていない事業主はどのくらいの件数と推測しているのか。

二 前記一のような課税請求漏れをなくすための具体的な施策はあるのか。

三 事務所・事業所課税は、業務を行う事業所に対して課税されている税にかかわらず、所得税法においては「個人住民税」としてまとめられており、必要経費とならないのは問題だと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

四 政府は、地方自治体が独自に行う新型コロナウイルス感染症対応緊急融資に関して、事務所・事業所課税を支払っている証明書を求めるのではなく、支払う意思があれば足りるようにする等して、今融資が必要な者に資金がいきわたるよう、内閣府担当大臣より技術的な助言を行つてはどうか。

右質問する。